

(請 求 人) 様

千葉県監査委員 清 水 謙 司
同 宮 原 清 貴
同 川 合 隆 史
同 宇留間 又衛門

千葉県職員措置請求について (通知)

平成30年3月6日付けで提出された千葉県職員措置請求については、下記の理由により地方自治法(昭和22年法律第67号)第242条第1項に規定する請求の要件を欠くものであるため、監査を実施しないこととしたので通知します。

記

1 Q i b a l l (きぼーる)の駐車場がハートビル法の要件に違反しており、この是正を怠る事実が財務会計上の行為に当たるか否か

(1) 地方自治法第242条第1項に定める住民監査請求の対象となる事項は、公金の支出、財産の取得・管理・処分、契約の締結・履行、債務その他の義務の負担、公金の賦課・徴収を怠る事実、財産の管理を怠る事実に限られる。そして、最高裁判所平成2年4月12日判決によると、住民訴訟に係る訴えが適法といえるためには、当該訴訟の対象とされた行為又は事実が、財務会計上の行為又は事実として、財務的処理を直接の目的とするものでなければならないとされ、また、大阪地方裁判所平成16年12月9日判決によると、一般行政上の行為又は事実は、住民訴訟の対象とはならないとされている。

一方、高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律(平成6年法律第44号。以下「ハートビル法」という。)第1条によると、この法律は、高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる建築物の建築の促進のための措置を講ずることにより建築物の質の向上を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的とする。とある。

(2) これを本件についてみると、Q i b a l l (きぼーる)の駐車場がハートビル法の要件に違反しており、この是正をしないこと(以下、「本件怠る事実」という。)を「財産の管理を怠る事実」として行う住民監査請求は、財務会計行為としての財産の管理行為ではなく、多数の者が利用する建築物を、高齢者、身体障害者等が円滑に利用できるようにするという社会福祉行政及び建築行政等からなる一般行政上の行為を怠る事実の措置を求めるものと考えられる。

したがって、本件怠る事実は、「その財産的価値に着目し、その価値の維持、保全を図る財務的処理を直接の目的とする財務会計上の財産管理行為」には当たらない。

以上のことから、他の事項を判断するまでもなく、本件監査請求は、地方自治法第242条第1項に規定する請求の要件を欠く不適法なものと判断しました。

千葉市職員措置請求書

都心整備課に対する措置請求の要旨

※〇〇には、(1)において請求の対象とする市長、委員会、委員などの執行機関又は市の職員を具体的に記載してください。



1 請求の要旨

※次の事項について記載してください。

(1) 請求の対象となる執行機関・職員

※誰が

都心整備課

服部卓也 都市局長、小早川雄司 都市局次長、松本真吾 都市部長、那須 都心整備課長、大木戸 都心整備課長補佐、塚本 主事、新羅職員

(2) 請求の対象となる財務会計上の行為又は怠る事実

※いつ、どのようなことを行っているか。

きぼーる建設について(平成16年頃)に当時担当部署であったまちづくり推進課が、ハートビル法の主旨を理解しないまま、設計ミス及び建設上の管理ミスを犯して平成19年竣工に至った。そのため、平成6年以後建設された公共の建築物に不可欠な同法に定めのある要件が欠落したり、誤った方法で設置され、その上不適切で危険な場所に設置された。その結果、障がい者が当該施設を利用する際にハートビル法の5つの要件の中で、第一に重要な身障者用駐車場が正面玄関の至近距離に設置されていないことをはじめ、本件大規模施設には国交省の指示にある各階に分散して同駐車所を設置することになっている要件にも違反した建物になっている。検証の結果、1階正面玄関以外の階にも同駐車場が設置されていない階が多数(1, 4, 7, 8階)有り、また既に設置されている5, 6, 屋上についても利用が不便、複雑な上、大変危険な構造のまま現在に至っている。即ち身障者にとってきぼーるは利用が不可能か、利用時には大きな危険と多数の困難を伴う無用の施設となっている。

(3) 違法又は不当とする理由

※その行為はどのような理由で違法又は不当なのか。

- ・国交省の定めにはきぼーるのような大規模施設は身障者用駐車場を分散して各階に一台は設置するとなっているが、2017年12月13日付市民への市長への手紙返信として5階、6階に集中して設置しているので全く問題ないという内容で答えている。この事実こそ同法に正面から違反していることをわざわざ証明している。誤った認識を堂々と胸を張って正当化して答えているのは何とも酷い醜態である。
- ・きぼーる建設の設計段階において、市民から他の公共施設で問題となっているハートビル法のポイントや具体的な対応について、常時、頻回アドバイスを受けていたにも拘らず、それらを完全に無視して誤った考え方で建設竣工してしまった。
- ・竣工直後に引き続き市民から問題点の確認と速やかな対策をとるよう具体的なアドバイスを頻回受けたが、担当部署のまちづくり推進課はそれらについて検証はおろか確認すら行わず、挙句の果ては設計ミスさえ認めず、結果的に竣工直後の建築物に手を加えることを頑なに拒否した。

- ・このように設計ミスも認めず、改善を拒否したままの状況でままちづくり推進課が解散となり、その後を都心整備課が引き継いだ。市民から改めて本件の経緯と早急な対応についての都心整備課に毎月ミーティングをもった。それにも拘らず都心整備課は前組織ままちづくり推進課のしでかしたミスを理解しないばかりか正当化する発言すら飛び出し、現在も膠着状態となっている。
特に直近に市民から提案のあった本件対応策について、都心整備課の最終的な結論を確認したところ、2017年9月1日の午前と午後に行われた局長、局次長、部長、課長、課長補佐等が検討した結論は身障者に対して合理的配慮の欠如した驚くべき内容であった。提案内容である数台の自転車置場を移設して、まず1階正面玄関脇に身障者用駐車を一台設置する案について、「直近の状況としてきぼーるに中央区役所が移動するので、中央区役所が入ると近隣の人々が区役所を利用する時に自転車で来る人が増えるから、近隣の自転車での利用者の便宜を図らなければいけないので、この案の数台の自転車置場を移設してそこに身障者用駐車を設置する案については検討もしないし、今後も検討するつもりはない。」ということが都心整備課の那須課長から9月1日の結論であるとの話があった。この結論は中央区役所を利用する身障者に対する合理的配慮が欠如した身障者差別そのものであることは自明でこの発言をした公務員の人間性を疑う醜態である。
- ・熊谷市長が就任時に開催された市長と市民の対談の席で市民から、きぼーる建設について担当部署のままちづくり推進課がいい加減な態度で設計ミスをしたため、同施設を障がい者が利用出来ないか、大変危険で困難な施設となっているという指摘があった。そしてこのような状況を千葉市の行政上、予算執行上の問題として速やかに改善すべきである旨の意見があったにも拘らず、その後何の対応も行われなかった。議事録によるとその市民からの指摘についてはその席で市長が謝罪することで意見を述べた市民に納得してもらったことになっていて対応は全く行わないことになっている。
- ・また、本件については同市民から2017年11月18日に若葉保健福祉センターで開催された市長との対談終了後に、本件の問題点が竣工後全く検討はおろか全く改善されていない状況について、市長への手紙を直接熊谷市長に手渡す形で再度指摘を受けた。しかし、2017年12月13日付の都心整備課からの返信として、その件は既に対応解決済という返事と、今回更に追加で指摘を受けた運用方法についてもいい加減な屁理屈を並べただけの誤った内容であった。こんないい加減な内容に熊谷市長がサインしてしまっていた。

(4) 市に生じている損害

※その結果どのような損害が市に生じているか。

前市長鶴岡被告の時、きぼーる建設に市民の税金400億円以上費やしたにも拘らず、市の大規模公共施設として必ず盛り込むべきハートビル法の性能が欠如した施設となっているため、障がい者が利用する時には不必要な移動距離と複雑多種の手続のため利用出来ないか、危険や困難が多い千葉市の大規模欠陥施設となっている。また誤った運用のため、きぼーるにある5つの市の施設を利用する場合は全て無料で利用できなければならないところ、無用な料金を請求するなど大変使用し難い千葉市の大規模欠陥施設である。

現在のきぼーるは障がい者が必ず利用するための合理的配慮が欠如した構造になっていて、即ち障がい者を排除、差別した施設となっているため、400億円の税金を無駄使いした建物となっている。金銭的損害額は下記(5)の内容を整備するために必要な工事見積額の合計相当である。

(5) 求める必要な措置

※どのような措置を請求するか。

きぼ一設計時から市民にアドバイスをもらっているとおり現在の数台の自転車置場を移設してハートビル法の主旨に合致する正面玄関の至近距離の場所に身障者用駐車場1台を設置することや身障者用駐車場のない4, 7, 8階に新設して国交省の定めにある全ての階に身障者用駐車場を設置すること。

また、設置に当たっては設置場所が至近距離か、動線上危険がないか等を十分に検討することは当然であるが、既に設置されている5, 6階、屋上についても、見直しを行い不適切な場所に設置されている駐車スペースは同法の主旨に合致する場所に移設すると共にエレベーターホールへの動線について新たに検討を行い必要な施設を改善すること。出入口とスロープの傾斜が規格外で使用不能なので、出入口の幅を120cm以上に広げ、スロープの傾斜も1/15以下に変更すること。

※請求の対象となる財務会計上の行為から請求までに1年が経過している場合は、次の事項についても記載してください。

(6) 財務会計上の行為から1年が経過して請求する正当な理由

※なぜ請求までに1年以上を要したか。

きぼ一設計段階から市民からの指摘事項及び改善案をまちづくり推進課と都心整備課に提示して、何度も打合せを行ってきたが、何れの部署もハートビル法の主旨を理解できないため検討を全く行わないばかりか、毎回屁理屈ばかりを市長への手紙の返書に躊躇いもなく書き続けて、前向きな対応が何一つ出来ないまま放置されていたため。まちづくり推進課と都心整備課の怠慢のため影響が継続しているから。